

Q 1. なぜ、水道料金・下水道使用料の増額改定が必要なのですか？

A 1. 「施設の更新」「収入の減少」「災害への備え」への対応のために改定しました

- 本市は市域が広く、高低差もあることから上下水道の施設が多くあります。それらの多くが高度成長期に作られており、老朽化が進んでいます。老朽化した管路・施設の計画的な修繕や更新・耐震化を進めるために多額の事業費が必要となります。
- 人口減少や節水機器の普及等の影響により、水の使用量が減少しているため、収入が減少しています。
- 大規模災害や渇水に備える必要があります。

これらの課題に対応し、安全な水を安定的にお届けし、快適な生活環境を維持していくために、上下水道事業の継続に最低限必要な額の水道料金・下水道使用料の増額改定をさせていただきました。

Q 2. 水道料金・下水道使用料の改定をしないとどうなるの？

A 2. 漏水や断水、道路の陥没などのリスクが大きくなります

- 必要な更新工事や修繕ができなくなり、管路の老朽化や腐食などによる管の破損が発生し、漏水や断水、道路の陥没などのリスクが大きくなります。また、設備の故障により「水を作れなくなる」「水を送れなくなる」というリスクも大きくなります。

将来世代へ負担が先送りされます

- 必要な資金を借金によって確保した場合、今必要な資金を先送りしていることになるため、将来世代に過重な負担を強いることとなります。

水道事業、下水道事業は地方公営企業として、事業継続に必要な経費は水道料金・下水道使用料による収入で賄う独立採算制が原則です。このため、令和7年10月1日に水道料金・下水道使用料の改定をさせていただきました。

Q 3. 改定率はどのように算出しているのですか？

A 3. 上下水道ビジョンで予測された改定率から、更に改定率を抑制する方策を検討して算出しています

その結果、改定率は水道料金：21.20%、下水道使用料：10.26%、上下水道合計では16.05%になりました

○令和5年度に見直した上下水道ビジョンの投資・財政計画では、水道事業、下水道事業ともに資金不足に陥るため令和7年度に改定が必要と予測されました（水道料金：23.0%、下水道使用料：27.0%）。

この結果を受け、事業計画の見直しや企業債償還の平準化等によって改定率を抑制する方策を検討した結果、水道料金で21.20%、下水道使用料で10.26%、上下水道合計では16.05%の増額改定が必要となりました。

Q 4. なぜこの時期に改定するのですか？

A 4. 今後必要な事業費を確保するためです

○水道料金・下水道使用料収入は、人口減少などによる水需要の減少に伴い大幅に減少しており、上下水道事業とも今後赤字が膨らんでいく見込みとなっています。

このままでは、老朽化した管路・施設の計画的な修繕や更新・耐震化などに必要な事業費を確保できなくなることから、早期に改定を実施する必要性がありました。

Q 5. 改定を避ける取り組みはしましたか？

A 5. 当初予定より改定率の抑制を図りました

○水道事業では、更新予定であった事業内容を再度精査し事業費を削減しました。

下水道事業では、資金不足の大きな要因であった企業債の償還に必要な資金を資本費平準化債の活用や一般会計からの長期借入によって確保することとしました。

これらの結果、上下水道ビジョンの見直しで算定された改定率の抑制を図りました。

Q 6. もっと経費の削減に取り組むべきではないか？

A 6. 今後も更なる経費削減や経営の効率化に取り組んでいきます

○本市では、これまでも包括的民間委託の実施や組織のスリム化などによる維持管理経費の削減や施設のダウンサイジングなどにより経営の効率化に取り組んできました。今後も、包括的民間委託の共同化や施設のダウンサイジングなどにより、更なる経費削減や経営の効率化に取り組んでいきます。

Q 7. 一度に値上げするのではなく、段階的にできないのですか？

A 7. 段階的な改定では必要な財源を確保できません

○段階的な改定では、一度に改定を行う場合よりも得られる収入が少なくなります。健全な事業経営を継続していくために必要な財源の一部を確保できなくなることから、上下水道事業とも一度に改定を行う必要がありました。

Q 8. 具体的にいくらくらい値上がりするの？

A 8. 一般的な標準家庭で2ヶ月あたり上下水道合計1,394円

値上がりします

○一般的な標準家庭（平均使用水量：16 m³、口径13～25 mm）で計算すると、水道料金で957円、下水道使用料で437円値上がりします。
なお、水道料金・下水道使用料の請求は2ヶ月単位でさせていただきます。

Q 9. 節水しているのに基本料金も値上がりするのは不合理では？

A 9. 固定的に必要な経費の財源が必要です

○上下水道事業の運営にあたっては、使用水量にかかわらず固定的に必要な経費（例えば検針徴収関係費用など）の財源が必要となります。
よって、負担の公平性の観点から、使用水量に応じて必要な経費分としての「従量料金」だけでなく、固定的に必要な経費分としての「基本料金」についても同様に改定が必要でした。

Q10. 本市の水道料金・下水道使用料の水準は近隣と比較してどの

くらいですか？

A10. 府内市町村での順位は上下水道合計の場合 4 位になります

○1ヶ月の使用水量を 20 m³とすると、

【水道料金（口径 13～25 mm）】

改定前 2,975 円で 府内 43 団体中 18 位 → 改定後 3,612 円で 6 位となります。

【下水道使用料】

改定前 2,796 円で 府内 43 団体中 10 位 → 改定後 3,085 円で 1 位となります。

【上下水道合計】

改定前 5,771 円で 府内 43 団体中 12 位 → 改定後 6,697 円で 4 位となります。

（令和 6 年 9 月 30 日現在）

Q11. 起債額（借金）を増やせば、改定は必要ないのでは？

A11. 将来に向けて過度に負担を先送りすることとなります

○将来的に更なる人口減少が見込まれている中で、企業債の増額に依存すると、将来世代に償還の負担を過度に強いることとなります。

その結果、将来世代の水道料金・下水道使用料の負担が急激に大きくなることが考えられることから、世代間の負担の公平性を考慮し、計画的に企業債を発行することとしています。

Q12. 今回改定すれば、もう改定しなくていいのですか？

A12. 将来的には再度改定の検討が必要です

○今回の水道料金・下水道使用料の改定率は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間について健全な事業経営ができるよう算定されたものです。

令和 12 年度以降については、人口動態や水需要の動向など経営環境の変化を見ながら再度検討していく必要があります。

Q13. 新しい水道料金・下水道使用料はいつから適用するのですか？

A13. 令和 7 年 10 月 1 日から適用されます。

Q14. 水道料金・下水道使用料が改定されたときの計算方法はどうか

なるの？

A14. 下記のとおりとなります。改定日をまたぐ期間の料金は日割り計算にて新旧料金を按分します。

水道料金（税抜き：改定前⇒改定後）

用途・口径別		2ヶ月 基本料金	2ヶ月 従量料金（1m ³ につき）						
			1m ³ ～20m ³	21 ³ ～40m ³	41m ³ ～60m ³	61m ³ ～100m ³	101m ³ ～200m ³	201m ³ ～600m ³	601m ³ 以上
mm		円	円	円	円	円	円	円	円
一般用	φ13	1,310⇒1,588	37⇒45	168⇒204	178⇒216	200⇒242	232⇒281	270⇒327	297⇒360
	φ20								
	φ25								
	φ40	2,580⇒3,126	82⇒99						
	φ50	5,160⇒6,254							
	φ75	9,040⇒10,956							
	φ100	14,840⇒17,986							
	φ150	35,460⇒42,978							
φ200	62,100⇒75,266								
臨時用		592⇒718							

水道料金は、上記料金表で算出した金額に消費税を乗じた金額を2ヶ月ごとに請求させていただきます。

下水道使用料（税抜き：改定前⇒改定後）

区分	2ヶ月 基本料金	2ヶ月 従量料金（1m ³ につき）	
		水量	使用料（円）
一般汚水	1,224⇒1,350	1m ³ ～20m ³	35⇒39
		21m ³ ～40m ³	158⇒174
		41m ³ ～60m ³	168⇒185
		61m ³ ～80m ³	175⇒193
		81m ³ ～100m ³	211⇒233
		101m ³ ～200m ³	247⇒272
		201m ³ 以上	283⇒312
公衆浴場 汚水	—	1m ³ ～600m ³	26⇒29
		601m ³ 以上	28⇒31

下水道使用料は、上記料金表で算出した金額に消費税を乗じた金額を2ヶ月ごとに水道料金と合算して請求させていただきます。

●水道料金・下水道使用料の計算例（2ヶ月）

【水道料金】（新料金による計算例）※メーター口径が 13mm～25mm で2ヶ月の使用水量が 32 m³の場合

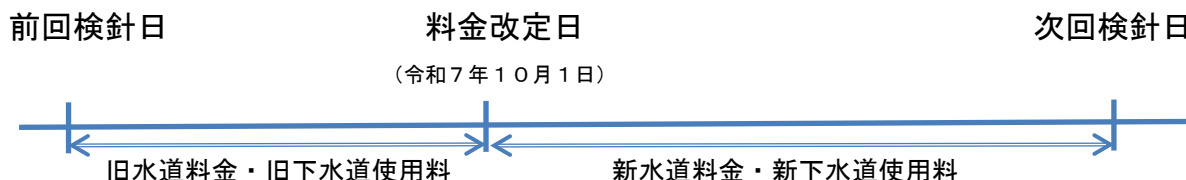
- ①基本料金 1,588 円
 ②従量料金 3,348 円 内訳 { 45 円 (1 m³～20 m³の単価) × 20 m³ = 900 円
 204 円 (21 m³～40 m³の単価) × 12 m³ = 2,448 円 }
 ③消費税 (10%) 493 円
水道料金 (①+②+③) 5,429 円

【下水道使用料】（新使用料による計算例）※2ヶ月の使用水量が 32 m³の場合

- ①基本料金 1,350 円
 ②従量料金 2,868 円 内訳 { 39 円 (1 m³～20 m³の単価) × 20 m³ = 780 円
 174 円 (21 m³～40 m³の単価) × 12 m³ = 2,088 円 }
 ③消費税 (10%) 421 円
下水道使用料 (①+②+③) 4,639 円

上下水道合計 5,429 円+4,639 円=10,068 円 (現行比 1,394 円UP)

●改定日(令和7年10月1日)をまたぐ場合は、日割り計算にて新旧料金を按分します。



Q15. 水道料金・下水道使用料の支払いが困難な場合はどうすれば

いいのですか？

A15. 水道料金センターにて、お支払い方法についてご相談ください。

Q16. 増額した水道料金・下水道使用料の使い方は？

A16. 老朽化した管路や施設の修繕や更新などのために使用します

- 改定により増額した水道料金・下水道使用料収入については、老朽化した上下水道の管路や施設の計画的な修繕、更新・耐震化など、将来にわたって安全な水を安定的に供給し、快適な生活環境を維持していくために使用します。
- 水道事業の今後の取組み
 - ・大阪広域水道企業団第2分岐の導入及び西之山配水場の更新・耐震化
 - ・中央監視システムの更新
 - ・日野浄水場の老朽施設の更新
 - ・重要給水施設への配水管路の耐震化や老朽管路の更新
- 下水道事業の今後の取組み
 - ・下水道未普及地域での整備
 - ・下水道施設の長寿命化対策事業

Q17. 税金を充てれば、改定は必要ないのでは？

A17. 税金を充てるのは適切ではありません

- 上下水道事業は、地方公営企業法に基づき、税金で負担することが規定されているものを除き、水道料金・下水道使用料収入で必要な事業費を賄う「独立採算制」を原則としているため、今回の改定分を税金で賄うことは適切ではありません。

Q18. 市民の理解を得るための取り組みは？

A18. 本HPをはじめ、広報、折込チラシ、SNS等を通じて上下水道事業の現状や取組等について発信していきます。